

栃木県立今市工業高等学校の部活動に係る活動方針(2019年度)

目標	<p>部活動は学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校の教育活動の一環として実施するものである。また、本校の教育目標や学校経営方針から活動目標は次の通りとする。</p> <p>(1) 生徒が部活動をととして主体的に心身を鍛え、より充実した学校生活となるよう支援する。なお、本校で重視するのはあくまでも学業であるから、授業等を疎かにしないよう学習面での指導も充実させる。</p> <p>(2) 部活動をととして生徒の技術力や競技力の向上、生涯にわたって自ら選択した競技等を楽しむ意欲と態度を養う。また、自己肯定感の醸成を図り、社会へ貢献できる良き市民としての育成に努める。</p> <p>(3) 部活動をととして、生徒同士や生徒と教師等との望ましい人間関係の構築に取り組み、生徒の自己有用感や責任感、協調性の育成を図る。また、将来必要となる「社会人基礎力(前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力)」の育成にも努める。</p>
設置する部活動等	<p>【運動部】 野球、ソフトテニス、ホッケー、サッカー、卓球、バレーボール、バスケットボール、陸上競技、自転車競技、山岳、柔道、剣道</p> <p>【文化部】 写真・美術、科学研究、書道、ボランティア、機械研究、電気研究、建設研究、軽音楽同好会</p>
活動時間・期間	<p>(1) 一日の活動時間については、本校の実情、競技種目、分野等の特性などに応じて適切に設置する。生徒の健康管理に十分に配慮し、学校生活や授業等に支障のない範囲とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。</p> <p>(2) 平日の活動は放課後2時間程度を原則とする。また、週末(土曜日及び日曜日)の活動は3時間程度を原則とする。なお、中学生より心身が発達している生徒が、本校の部活動での活動を自ら選択し、入学者選抜を経て入学してきたことを踏まえ、本校の実情、競技種目、分野、活動目的等に応じて、一日の活動時間については、原則として示された時間よりも長くすることも可能とする。その際も、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。</p> <p>(3) 定期試験初日の1週間前から定期試験実施期間(最終日を除く)、年末年始及び校長が指定した日は部活動を行わない。ただし、当該期間において、大会等参加によりやむを得ず活動する場合は、事前に校長に申し出て承認を得る。長期休業中は、学期中に準じて扱う。</p>
休養日等	<p>(1) 週当たり2日以上以上の休養日を原則として設ける。その際、できるだけ週末の少なくとも1日を休養日とする。ただし、中学生より心身が発達している生徒が、本校の部活動での活動を自ら選択し、入学者選抜を経て入学してきたことを踏まえ、本校の実情、競技種目、分野、活動目的等に応じ、週当たりの休養日については、原則として示された日数よりも少なくすることも可能とする。その際も、できるだけ週末のいずれか一日を休養日とする。</p> <p>(2) 週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替え、生徒の身体的な疲労などに留意し、過度に長期間連続の活動にならないよう配慮する。</p> <p>(3) 長期休業中は、学期中に準じて扱う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動に取り組めるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。</p>
大会参加	<p>各部等が参加できる大会は次のとおりとする。ただし、参加に当たっては、生徒の健康面及び学習面について十分考慮するとともに、保護者の経済的負担にも配慮する。</p> <p>① 県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県高等学校文化連盟が主催・共催・後援する大会</p> <p>② 県スポーツ協会加盟の競技団体が主催・共催・後援する大会</p> <p>③ 事前に校長が参加を許可したその他の大会等</p>
配慮事項・留意点	<p>(1) 生徒の安全及び健康への配慮</p> <p>① 活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を教職員間で共有し安全対策を講じるなど、組織的に安全管理を徹底し、生徒が安全で安心して参加できる部活動運営に努める。</p> <p>② 顧問は、生徒一人一人の発達段階、体力等を十分に把握し、無理のない活動となるよう留意する。特に、熱中症事故を予防するための水分補給や健康観察に努める。</p> <p>③ 顧問は、生徒が自分の限界や心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提とし、部活動の実施に当たる。</p> <p>④ 顧問は、生徒の体調等の確認、設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療機関等への連絡体制を整備する。</p> <p>⑤ 顧問が活動に立ち会い直接指導することを原則とするが、やむを得ず立ち会えない場合は、他の教員と連携したり、あらかじめ顧問と生徒との間で約束された、安全を十分に考慮した活動内容を部長等に明確に指示した上で活動させる。またその場合も、部活動日誌等により活動内容を確実に把握する。</p> <p>⑥ 顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備しておく。また、活動中も常に気象情報等を確認し、危険と判断される場合には、人命を守ることを最優先とし、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) 体罰等の禁止 部活動顧問は、いかなる理由があっても、部活動において体罰等のない指導に徹する。体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持つ。</p> <p>(3) 家庭や地域、関係機関との連携重視 家庭からの理解と協力は、部活動には欠かすことができないことから、顧問は活動の目標や方針、休養日、一日の活動時間、活動内容等について説明会を開くなど保護者への周知に努める。また、地域や関係機関との連携も重視し、地域とともにある学校づくりを目指す。</p>